

陸前高田市防災集団移転促進事業

移転元地貸付等募集要項

令和4年7月  
陸前高田市

## 防災集団移転促進事業移転元地の貸付及び売払の募集

防災集団移転促進事業により市が取得した用地（移転元地）の貸付及び売払（以下「貸付等」という。）を行います。

### 1 募集内容等

#### (1) 貸付等対象地

市が防災集団移転促進事業により取得した用地（移転元地）で、未利用の土地。ただし、本対象地は陸前高田市災害危険区域に関する条例で指定した災害危険区域のため住居の用に供する建築物は建築できません。

#### (2) 利用用途

利用用途は以下のとおりとします

- ア 事業再開や新規事業展開のために工場若しくは店舗等の建設用地又は資材置場若しくは駐車場等の用地として利用するもの
- イ 地域公民館など公共的団体が公益的目的で利用するもの
- ウ 個人として利用するもので、市が認めるもの
- エ その他市長が特に認めるもの

#### (3) 利用用途の制限

以下の利用用途が見込まれるものは認めません

- ア 住居の用に供する建築物を建築するもの
  - イ 公序良俗に反する用途又は社会通念上不適切であるもの
  - ウ 著しい振動、騒音又は悪臭等環境保全上不適切な利用であるもの
- ※ 詳細はお問い合わせください。

#### (4) 貸付等の代金

- ア 貸付料については、以下のとおりとします。

貸付料年額＝近隣の固定資産税評価額又は路線価格×100/70  
×貸付率×面積

※貸付期間が1年に満たない場合、月数又は日数に応じて金額を調整します。

貸付率は1.5%となります

#### 貸付例

○固定資産税評価額 10,000円/㎡

○使用月数 6月 ○使用面積 500㎡ の場合

貸付料は  $10,000 \text{円} \times 100/70 \times 1.5\% \times 500 \text{㎡} \times (6 \text{月} / 12 \text{月})$   
 $= 53,500 \text{円}$  (計算途中で端数処理を行います)

となります。

イ 売払代金は、不動産鑑定、固定資産評価額等によって算出された適正な時価とします。

※ 詳細はお問い合わせください。

## 2 貸付等の申込み

### (1) 申込者の資格

代金の支払いが可能な個人及び法人(市外でも可)ならどなたでも申込みできますが、次に掲げる場合は申込みできません。

ア 不動産の売買契約等について、法律上の制限を受けていない者

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

ウ 納付すべき公租公課金を滞納している者

エ 申込者及び使用者が暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当する者

### (2) 申込受付の期間

令和4年7月4日から7月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

### (3) 申込受付の時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで(ただし正午から午後 1 時までを除く)

(4) 申込受付の場所

陸前高田市役所建設部土地活用推進課

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 1 0 0 番地

TEL 0192-54-2111 (内線 431・432)

(5) 申込提出書類

ア 貸付の場合…防災集団移転促進事業移転元地貸付申請書

イ 売払の場合…防災集団移転促進事業被災元地売払申請書

(6) 注意事項

ア 貸付等物件については、現地説明を行いませんので、自らで現地を十分に確認のうえ申請してください。

イ 貸付等物件は原則として現状有姿のまま引渡します。市として敷地整備等を行いません。

ウ 隣接者との立会等を行っていませんので、必要に応じ各自で行ってください。

エ 近隣とのトラブルがないよう、隣接地権者や周辺住民への説明等も各自で行ってください。トラブル発生時に市は責任を負いません。

3 貸付等の決定

7月25日までに申請のあった案件について、市で利用用途の要件に該当するか等を審査します。審査後、貸付等を行うことが決定した場合には、申請者に通知します。

4 契約の締結

(1) 貸付の場合には、土地賃貸借契約を締結することになります。ま

た契約の際は、契約書に貼付する収入印紙代を負担していただくこととなります。

貸付料の納付については、納付書を送付しますので、納付書に記載された期限までに納入してください。

- (2) 売払が決定した方については、市から売払決定通知書を送付します。その後、土地売買契約（仮契約）を市と締結することとなりますが、国の承認が必要であり、承認手続き完了後に契約（本契約）となります。なお、承認手続きに数ヶ月間要することとなりますのであらかじめご了承ください。また契約の際は、契約書に貼付する収入印紙代と登記の際必要になる登録免許税を別途負担していただくこととなります。

土地代金の納付については、納付書をお渡し致しますので、納付書に記載された期限までに納付してください。納付が確認された後、市が所有権移転登記の手続きを行います。

## 5 権利の喪失

申込者が正当な理由なく土地賃貸借契約又は土地売買契約を締結しないとき、または土地代金が期限内に納付されないときは、申込者としての権利を失うこととなります。

## 6 その他

募集期間内に申込がない場合は、随時募集とし先着順で受付することとします。

## 7 問い合わせ先

陸前高田市高田町字下和野 1 0 0 番地

陸前高田市建設部土地活用推進課

電話 0192-54-2111 内線 431・432

FAX 0192-54-3888

令和 年 月 日

陸前高田市長 戸 羽 太 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

連絡先

防災集団移転促進事業移転元地 貸付  
売払 申請書

防災集団移転促進事業移転元地の（貸付・売払）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

移転元地の所在地	陸前高田市
面 積	m <sup>2</sup>
(貸付の場合) 利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
利 用 用 途	

添付書類 納税証明書

ア 法人の場合

- (7) 陸前高田市内に事務所又は事業所を有する場合  
「市税」の納税証明書（滞納のないことの証明書）
- (4) 陸前高田市内に事務所又は事業所を有しない場合  
事務所又は事業所が存する「都道府県税」の納税証明書

イ 個人の場合

- (7) 陸前高田市内に住所を有する場合  
「市税」の納税証明書（滞納のないことの証明書）
- (4) 陸前高田市内に住所を有しない場合  
住所を有する「市区町村税」の納税証明書

移転元地売払決定通知書

陸 高 復 興 第 号  
令 和 年 月 日

様

陸前高田市長 戸羽 太

令和 年 月 日付けで申請のあった移転元地の売払について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 物件表示  
所 在 陸前高田市 町字 番  
地 目  
地 積 . m<sup>2</sup>
- 2 売買金額  
金 円